

入居者様への面会について（介護老人保健施設渡里の里）

新型コロナウイルス感染症が減少しておりますので、介護老人保健施設渡里の里における入居者様への面会制限を緩和し、令和5年6月1日より、全ての入居者様への面会を許可致します。

地域での感染状況（感染小康期か感染拡大期か）により再び面会制限を強化（禁止を含む）する可能性もありますのでご承知おきください。（渡里の里ホームページで周知しますが、不明な場合は直接施設へご確認ください）。

尚、面会許可の要件を以下の通り設定致します。ワクチン接種者も含め、「三つの密」の回避、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗い等の手指衛生、換気等の基本的な感染対策を徹底しながらの面会再開となりますので、御協力宜しくお願い申し上げます。

（面会基準）

1. 面会予約と日時：事前予約制。月曜から土曜日 14 時～17 時まで。
日曜日はご遠慮下さい。
2. 面会人数と年齢：2 名まで（未成年は不許可）
3. 面会の回数：原則は 1 週間に 1 回のみ
4. 施設内滞在時間は原則 10 分以内
5. 面会希望者の健康状態は良好であること
（発熱、鼻汁、咽頭痛等の感染徴候ある方の面会は許可できません）
6. 新型コロナウイルス感染・濃厚接触者との最近（過去 1 週間）の接触がないこと
7. 面会后 1 週間以内に新型コロナウイルス感染症に罹患した場合は速やかに施設に御連絡頂けることをお約束頂けること
8. 感染防止対策として以下を遵守すること
マスクの着用、アルコールによる手指消毒、施設内での飲食は禁止（マスクを外さないこと）、飲食物の持込は禁止。面会を受ける利用者様へのマスク着用（マスクは面会する家族がご持参ください）。
9. その他：施設側・施設長が特別に面会の必要性を認めた場合は、上記 1－8 を満たさなくても面会を許可する場合があります。

(面会の手順)

1. 面会基準の内容をご確認頂き遵守することをお約束下さい。約束できない場合は面会を許可できません。
2. 約束できる場合は正面入り口受付で面会の手続き（氏名・来訪日時・連絡先が必須）と面会チェック票を記入して下さい。
3. 面会チェック票を提示後「面会許可証」の交付を受けて下さい。
4. マスクは必ず隙間からの息漏れがないように装着して下さい。また、面会前後で必ず、アルコールによる手指消毒を行ってください。
5. 面会時には利用者様と一定の距離（できれば1m）を確保し、面会者の手指や飛沫等が利用者様の目、鼻、口に触れないように留意して下さい。
6. 面会時には可能な限り換気を行ってください。
面会を受ける利用者様にもマスクの着用を要請して下さい。
(マスクは面会する家族がご持参ください)
7. 面会者は施設内での大声での会話や飲食を控えて下さい。トイレは職員用トイレをご使用下さい。
8. 面会時間 10 分以内を遵守して下さい。

令和5年5月18日
介護老人保健施設渡里の里
施設長 高橋 淳